

# 建築物環境衛生管理業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、建築物環境衛生管理業務委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、建築物環境衛生管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、委託業務の実施にあたっては、別紙「建築物環境衛生管理業務仕様書」に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第3 委託料の額は、総額 \_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税分 \_\_\_\_\_円）とする。

2 委託料は、別紙「建築物環境衛生管理業務委託支払額一覧表」のとおり実施月毎に支払うものとする。

第4 契約保証金は、免除する。

第5 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し特に必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、前2項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

第6 乙は、1ヵ月毎の委託業務が完了した都度、翌月10日までに「建築物環境衛生管理業務完了報告書」（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第7 甲は、第6第2項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第8 乙は、第6第2項の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払うものとする。

第9 甲は、その責に帰すべき事由により約定期間内に委託料が支払われない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて、当該未払い額につき年※1パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

※1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする

第10 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年※2パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

※2 令和7年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

- 第11 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 第12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第5若しくは第7の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。
- 第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により委託業務を継続する必要性がなくなったとき。
- (2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。
- (3) 不正な手段により委託料の支払いを受けたとき。
- (4) 次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方

としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(5) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

第14 第12又は第13の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として委託金額の100分の5に相当する額を、甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第15 第12又は第13の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第16 乙は、第15の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納の額につき年※3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

※3 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第17 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第18 乙は、甲の許可又は承認を得て、甲の施設および設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対して委託業務に必要な用水及び電力を無償で提供するものとし、乙はその使用に当たっては、節約に努めなければならない。

第19 乙は、委託業務の実施に当たり、甲の施設及び設備に損害を与えた場合には、その損害賠償の責めを負わなければならない。

第20 乙の代表者、又はその代理人及びその他の業務に従事する者は、この契約に基づく業務中に知り得た守秘事項を、当該契約期間中及び契約期間満了後においても、これを他に漏らしてはならないものとする。

第21 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め書面により甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

第22 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

第23 この契約により難い事情が生じた場合、又はこの契約について疑義が生じた場合は甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
契約担当者  
岩手県立野外活動センター  
所長 高橋弘寿

乙 \_\_\_\_\_

様式第 1 号

令和 年 月 日

岩手県立野外活動センター所長 様

事業所住所  
事業所名  
代表者名

印

建築物環境衛生管理業務完了報告書

下記のとおり令和 年 月分の業務が完了したので報告します。

記

委託業務名	建築物環境衛生管理業務	
委託料契約額	総 額	円 (うち、消費税額及び地方消費税額)
	今回支払額	円 (うち、消費税額及び地方消費税額)
委託業務期間	全体期間	令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月 31日
	今回完了期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
特記事項		